

1

次の症状がある方は帰国者・接触者相談センターへ相談

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

なお、高齢者、基礎疾患がある人(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人や妊婦は、重症化しやすいため、①の状態が2日程度続く場合はご相談ください。

一般的な相談窓口	感染が疑われる場合
一般相談専用ダイヤル ☎0120-567-177 平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	帰国者・接触者相談センター ☎0120-567-747 毎日 24時間対応

発熱などのかぜ症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が圧倒的に多い状況です。風邪やインフルエンザなどの心配があるときには、これまで同様に、かかりつけ医などに相談し、医療機関を受診してください。

2

中小企業支援措置、国・県などの融資制度の案内

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆さまに、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りの支援が準備されております。詳しくは、経済産業省、福島県や福島県信用保証協会・広野町ホームページをご確認ください。

また、新型コロナウイルスの影響により、小学校が臨時休校した影響により、子どもの世話をを行うため契約した仕事ができなくなってしまった個人で仕事をする保護者様向けの支援も準備されております。詳しくは、国の専用コールセンターに、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544 福島県 経営金融課 ☎024-521-7288
 福島県信用保証協会 ☎024-526-2331

3

緊急経済対策に係る特別定額給付金(仮称)

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることとなりました。報道においてさまざまな発表されておりますが、今後制度の詳細部分が決まり次第、広野町から広報やホームページにおいて情報を発表いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

広野町役場 ☎0240-27-2111(代表)
 窓口時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

新型コロナウイルス感染症対策

町長メッセージ

令和2年4月16日、福島県から情報提供があり、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果により、広野町内において陽性となった患者が確認されました。町内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認された1例目となります。私から町民の皆さまにお願いがあります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内外を問わず、日々感染状況が報告されております。

国の見解によりますと、感染源の分からない患者数が継続的に増加し、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況になるとされており、予断を許さない状態がしばらく続くと想定されます。

町は、町民の皆さまの命を守り、安心な生活の営みを確かなものとするため、国、県と連携しながら全力で取り組んでまいります。

町民の皆さまには、下記の事項について冷静な対応をお願いいたします。

- 咳エチケットや手洗いの徹底、緊急事態宣言の対象となった地域への不要、不急の往来は控えるなど感染症予防をして下さい。
- 集団発生防止のため、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密が重ならないような対応をして下さい。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないで下さい。

今後も、緊急の対応や難しい判断を迫られる場面が予想されますが、引き続き、最新の情報を防災行政無線、広報紙、ホームページ等で情報提供いたします。

町民の皆さまのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

令和2年4月16日

広野町長 遠藤 智